

セミトレーラ等の積載条件（車両総重量）の見直しについて

1. 制度改正の理由

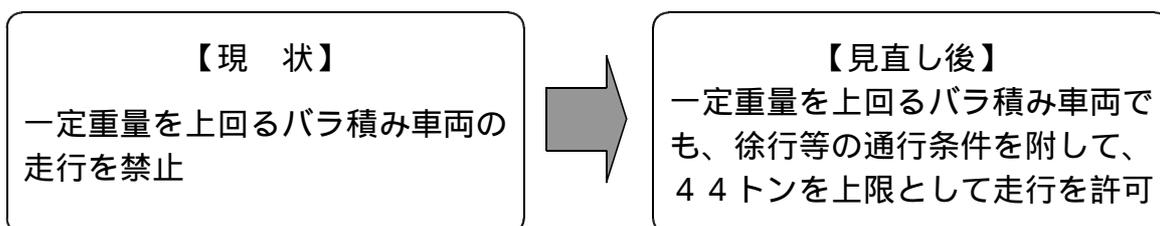
車両総重量規制については、民間事業者団体から、物流の効率化を目的とする規制改革要望が寄せられている中で、今般、「規制改革推進3ヵ年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において、セミトレーラ等の積載条件（車両総重量）の見直しについて、平成15年度中に検討し、実施するとされたことも踏まえ、安全性を確保しつつ物流を効率化することを目的とした制度改正を実施するものです。

2. 措置の概要等

(1) 特殊車両通行許可制度に関する見直し（別添「セミトレーラ等の総重量に関する制度改正のイメージ」参照）

(イ) 分割可能貨物運搬車両の許可限度重量の引き上げ

分割可能貨物を運搬する特殊車両（特例8車種）の許可限度重量を、分割不可能物を運搬する場合と同様に、徐行等の通行条件を附して、連結車両総重量44トンを上限として引き上げます。

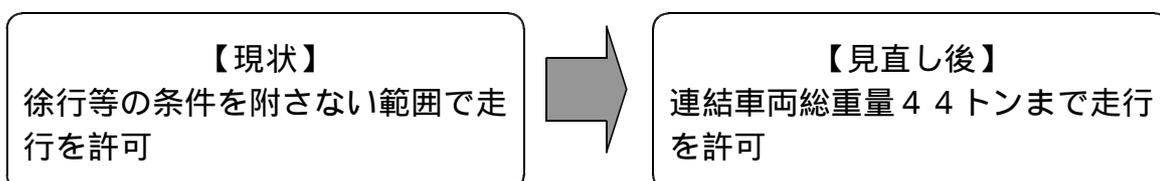


特殊車両（特例8車種）とは、以下の種類のセミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車をいう。

1) バン型（オープントップ型を含む） 2) タンク型（ミキサー車、粉粒体運搬車等を含む） 3) 幌枠型 4) コンテナ用 5) 自動車の運搬用 6) あおり型（貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり及び固縛装置を有するものに限る） 7) スタクション型（貨物の落下を防止するために十分な強度のスタクション及び固縛装置を有するものに限る。） 8) 船底型（貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限る。）

(ロ) 高速自動車国道等における走行制限の緩和

特殊車両の高速自動車国道等における走行を、連結車両総重量44トンを上限として、フル積載国際海上コンテナ積載車両と同様に許可します。



(2) 保安基準緩和制度に関する見直し

道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）において、セミトレーラ等の車両総重量は、最大28トンとされていますが、一定の条件下で分割可能貨物を運搬するセミトレーラ等について、自動車使用者からの申請に応じ地方運輸局長が要件を満たすかどうか個別に審査の上、36トンを上限として車両総重量を指定し、基準緩和認定を行えるよう必要な改正を行います。

3. 制度改正の効果

分割可能貨物運搬車両の許可限度重量が引き上げられることにより、貨物の積載量が増加し、物流の効率化が図られます。

4. 法令遵守・安全確保に向けた取り組み

制度改正の実施に当たっては、違法走行車両を減少させるため、民間事業者に自主的な取り組みの強化を求めるとともに、違法走行車両の指導取締を強化することとしており、これによって、制度改正により車両が大型化した場合における法令の遵守と安全性の確保を図ります。

5. 施行時期

この制度改正は、平成15年10月1日を目途として実施します。